

# 開発許可の手引き

令和7年4月

大田区

目次

1. 標準処理期間	2	9. 各種申請・相談窓口一覧	22
2. 許可申請手続きの流れ	3	10. その他注意事項	23～25
3. 許可申請等の手続き		(1) 申請図書のとじ方について	
(1) 事前相談	4	(2) 図面について	
(2) 事前審査(法第32条)	5	(3) 図面の着色について	
(3) 開発行為の許可申請(法第29条)又は開発行為の協議申出(法第34条の2)	7～13	11. 様式集	26
(4) 開発行為の変更許可申請、開発行為の軽微な変更の届出(法第35の2)、申請書類の修正(規則第9条)又は開発行為の変更協議申出(法第34条の2)	13	・事前相談票	27
(5) 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請(法第37条)	14	・開発行為許可申請書	28
(6) 開発行為の廃止届(法第38条)	15	・開発行為協議申出書	29
(7) 建築物の特例許可申請(法第41条)	15	・設計説明書	30、31
(8) 予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新設許可申請(法第42条)	16	・資金計画書	32、33
(9) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請(法第43条第1項)又は建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出(法第43条第3項)	16、17	・権利関係者一覧表	34
(10) 地位の承継届(法第44条)	17	・誓約書	35
(11) 地位の承継の承認申請(法第45条)	17	・事業経歴書	36
(12) 適合証明書の交付申請(法第60条)	18	・同意証明書	37、38
4. 盛土規制法の許可対象に該当する開発行為の取扱い	19	・開発登録簿調書	39
5. 工事着手時の手続き	19	・開発行為変更許可申請書	40
(1) 開発許可標識の掲出		・開発行為変更協議申出書	41
(2) 仮設計画書の提出		・開発行為変更届出書	42
(3) 工事着手届出書の提出		・申請書類修正申告書	43
(4) 制限解除申請		・許可申請の取下届出書	44
6. 工事施工中の手続き	20	・工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書	45
(1) 中間検査・任意検査		・開発行為に関する工事の廃止の届出書	46
(2) 開発行為の変更		・工事着手届出書	47、48
(3) 開発行為の廃止		・開発許可標識	49
(4) 地位の承継		・開発許可・宅地造成等工事の許可標識	50
7. 工事完了時の手続き	20	・建築物の特例許可申請書	51
(1) 工事完了予定日の報告		・予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新設許可申請書	52
(2) 工事完了届出書の提出		・建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	53
(3) 公共施設用地の帰属手続き		・建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書	54
8. 開発許可等の申請手数料	21	・地位の承継届出書	55
		・地位の承継の承認申請書	56
		・工事完了届出書	57
		・公共施設工事完了届出書	58
		・適合証明書交付申請書	59

〈凡例〉

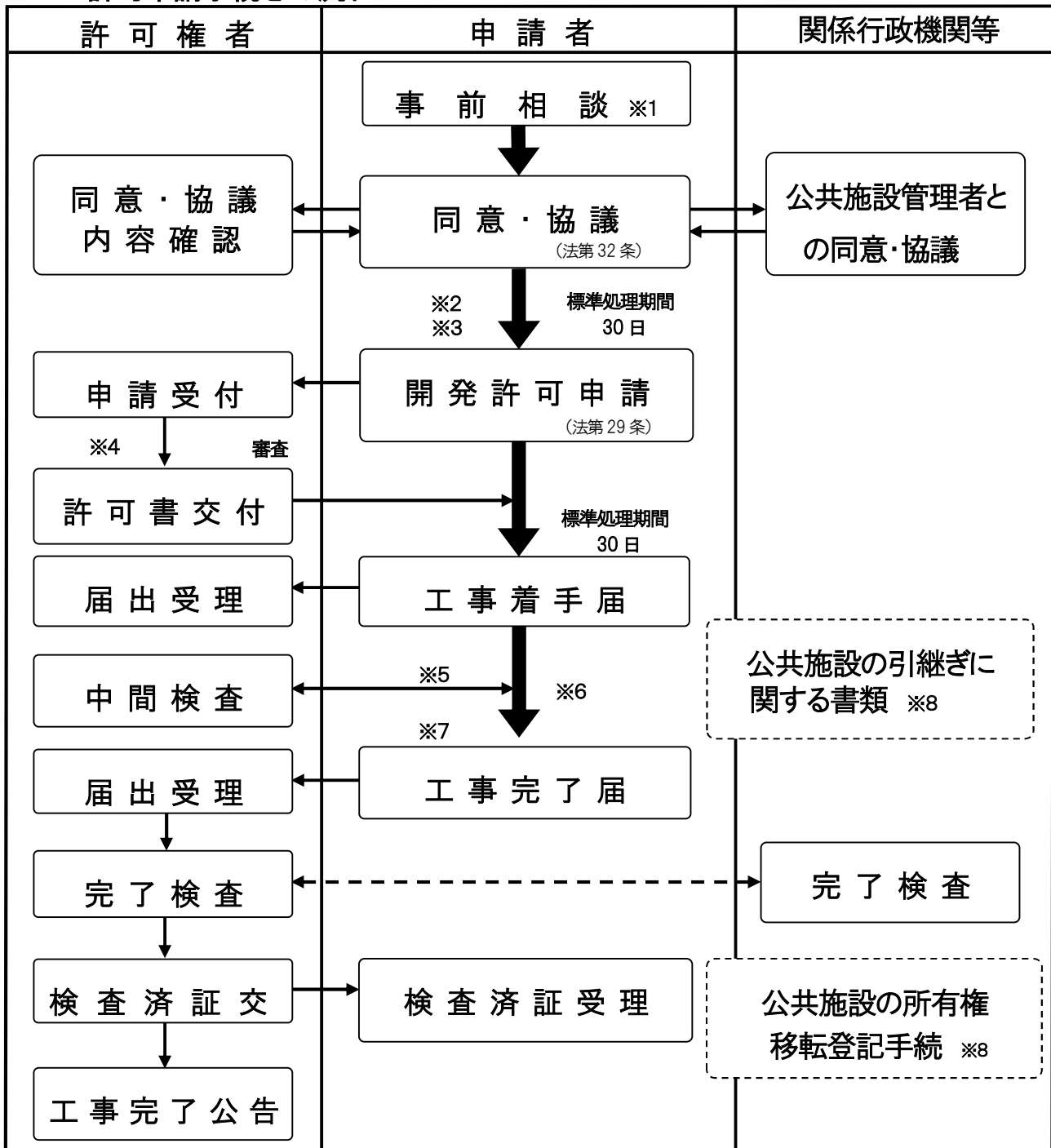
本開発許可の手引きにおいて、次の略称を用いる。  
法…都市計画法(昭和43年法律第100号)  
令…都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)  
省令…都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)  
規則…大田区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行規則(平成17年4月1日規則第118号)

## 1. 標準処理期間

項 目	根 拠 法 令	標 準 処 理 期 間
公共施設管理者との同意・協議	都市計画法 第32条	30日
開発行為の許可又は開発行為の協議	都市計画法 第29条第1項又は第34条の 2第1項	30日
開発行為の変更の許可又は開発行為の変更の 協議	都市計画法 第35条の2第1項又は第4項	30日
工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物 の建設の承認	都市計画法 第37条第1号	20日
建築物の特例許可	都市計画法 第41条第2項ただし書	※
予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工 作物の新設許可	都市計画法 第42条第1項ただし書	※
「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 一種特定工作物の新設許可」又は「建築物の新築、 改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物 の新設協議」	都市計画法 第43条第1項又は第3項	※
地位の承継の承認	都市計画法 第45条	20日

※申請が稀であることが予想されるため、当面は標準処理期間を設定しない。

## 2. 許可申請手続きの流れ



- ※1 開発許可の要否については、『開発許可審査基準』『開発許可の手引き』をご確認いただき、事前に必要図書(事前相談票、位置図、公図の写し、登記簿謄本、現況図、土地利用計画案等)を持参のうえ、ご相談ください。
- ※2 開発区域内に新たに水道を敷設する場合や、既存の給水管の径を変更する場合は、開発許可申請前に水道事業者と協議してください。(法第33条第1項第4号)
- ※3 工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意等を得てください。(法第33条1項14号)
- ※4 盛土規制法の許可が必要な工事については、開発許可を受けることで盛土規制法の許可を受けたものとみなします。
- ※5 中間検査が必要な工程がある場合は、開発許可書交付時に検査時期を指示します。指示のあった工程に達する際に報告してください。宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)のみなし許可となる場合は、開発許可書交付後、特定工程の指定を行い、特定工程ごとの中間検査及び中間検査合格証の交付を行います。
- ※6 盛土規制法のみなし許可となる場合、一定規模の工事に対して定期報告書の提出を行う必要があります。
- ※7 許可の内容に変更が生ずる可能性がある場合は相談してください。また、道路拡幅部分を区に帰属することとなった場合においては、その部分を分筆登記し、開発登録簿等に反映させる必要がありますので、変更の手続きをしてください。(変更許可申請、変更届等)
- ※8 公共施設用地等の帰属に必要な手続きの詳細については、公共施設管理者に確認してください。

### 3. 許可申請等の手続き

#### (1) 事前相談

開発許可や建築確認の申請に先立ち、事前の相談を受付けております。手続きにあたっては以下の資料をご用意の上、ご相談下さい。[1部提出]

番号	図 書	記 載 内 容	備 考	縮 尺
1	事前相談票	①計画内容の概要 ②相談内容	①書式は区所定の様式を使用すること。(様式集→p. 27)	
2	位置図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示 ③方位	①住宅地図等を代用してもよい。 ②計画地を着色等により明示すること。	1/10,000 以上
3	公図の写し	①取得年月日	①計画地及び隣接地を含むものとする。 ②開発区域を着色等により明示すること。	原本と 同程度
4	登記簿謄本	①計画地の土地・建物に関するもの ②計画地に隣接する敷地に関するもの	①登記簿に記載されない権利(借地権等)についても調査すること。	
5	現況図	①開発区域の境界(区域の辺長) ②地形・地盤高さ(区域内・隣接地・道路) ③開発区域内及び周辺の既存公共施設の位置及び形状 ④既存建築物・工作物の位置及び形状 ⑤令28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団の状況 ⑥令28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況 ⑦方位	①等高線は2mの標高差を示すものであること。 ②既存擁壁等の安全性について記載すること。 ③隣接地等の既存建築物・工作物の越境の有無を明示すること。 ④樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては規模が1ha以上の開発行為について記載すること。	1/2,500 以上
6	土地利用計画図案	①開発区域の境界(区域の辺長) ②地盤高さ(区域内・隣接地・道路) ③開発区域内及び周辺の公共施設の位置及び形状 ④予定建築物・工作物の位置及び形状 ⑤予定建築物等の敷地の形状 ⑥敷地に係る予定建築物等の用途 ⑦各敷地の境界、面積 ⑧街区の辺長、街区番号 ⑨公益的施設の位置及び形状 ⑩樹木又は樹木の集団の位置	①造成計画高さ及び既存地盤高さを併記すること。(特に建物が接する部分や、高低差の切り替わる部分の高さを明記すること。) ②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ1mを超える範囲を明示すること。 ③宅地分譲の場合は予定建築物の記入は不要である。 ④開発区域内に都市計画施設がある場合は、その位置について、あらかじめ	1/1,000 以上

		①緩衝帯の位置及び形状 ②都市計画施設の位置及び形状 ③方位	都又は区の都市計画所管課の了解を得ること。	
7	土地の断面図	①開発区域の境界（区域の辺長） ②切土又は盛土する前後の地盤面 ③現況地盤高さ ④造成計画高さ ⑤隣地現況地盤高さ ⑥擁壁、がけ、法面の位置及び形状 ⑦樹木又は樹木の集団の位置 ⑧地盤面水勾配	①切断位置は高低差の著しい場所及び断面が複雑な箇所とする。 ②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ1mを超える範囲を明示すること。	1/1,000 以上
8	求積図	①開発区域全体の求積図 ②公共施設の求積図	①宅地開発の場合はそれぞれの区画面積も提出すること。	

※その他、道路境界図や指定道路調書、狭あい道路協議図面等で道路を確認する為に必要な図面を添付してください。

(2) 事前審査（法第32条同意・協議内容確認）

開発行為の実施に伴って、新設、再利用又は廃止することとなる公共施設について、適切な管理を確保する観点から開発許可申請に先立ち、公共施設管理者との同意・協議を必要です。大田区では公共施設管理者との同意・協議を進める前に許可権者が公共施設の内容について事前審査を実施しています。この事前審査後、各公共施設管理者との同意・協議を行って下さい。[協議先部数+1部提出]

※法第32条公共施設管理者との同意・協議と並行して、法第33条第1項第4号の給水施設について、東京都水道局と協議を行ってください。

番号	図書	記載内容	備考	縮尺
1	設計説明書	①開発区域に含まれる地域の名称 ②許可申請者住所氏名 ③設計者氏名・連絡先 ④予定建築物等の用途 ⑤設計の方針 ⑥開発区域内の土地の現況 ⑦土地利用計画 ⑧街区の設置計画 ⑨公共施設の整備計画 ⑩その他の施設	①書式は区所定の様式を使用する。 (様式集→p. 30、31) ②公共施設の整備計画は、あらかじめ公共施設管理者と十分な打合せの上、策定することが望ましい。	
2	位置図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示 ③方位	①住宅地図等を代用してもよい。 ②計画地を着色等により明示すること	1/5,000 0以上
3	現況図	①開発区域の境界（区域の辺長） ②地形・地盤高さ（区域内・隣接地・道路） ③開発区域内及び周辺の既存公共施設	①等高線は2mの標高差を示すものであること。 ②既存擁壁等の安全性について記載すること。	1/2,500 以上

		<p>の位置及び形状</p> <p>④既存建築物・工作物の位置及び形状</p> <p>⑤令 28 条の 2 第 1 号に規定する樹木又は樹木の集団の状況</p> <p>⑥令 28 条の 2 第 2 号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況</p> <p>⑦方位</p>	<p>③隣接地等の既存建築物・工作物の越境の有無を明示すること。</p> <p>④樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては規模が 1 h a 以上の開発行為について記載すること。</p>	
4	土地利用計画図	<p>①開発区域の境界（区域の辺長）</p> <p>②地盤高さ（区域内・隣接地・道路）</p> <p>③開発区域内及び周辺の公共施設の位置及び形状</p> <p>④予定建築物・工作物の位置及び形状</p> <p>⑤予定建築物等の敷地の形状</p> <p>⑥敷地に係る予定建築物等の用途</p> <p>⑦各敷地の境界、面積</p> <p>⑧街区の辺長、街区番号</p> <p>⑨公益的施設の位置及び形状</p> <p>⑩樹木又は樹木の集団の位置</p> <p>⑪緩衝帯の位置及び形状</p> <p>⑫都市計画施設の位置及び形状</p> <p>⑬方位</p>	<p>①造成計画高さ及び既存地盤高さを併記すること。（特に建物が接する部分や、高低差の切り替わる部分の高さを明記すること。）</p> <p>②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ 1 m を超える範囲を明示すること。</p> <p>③宅地分譲の場合は予定建築物の記入は不要である。</p> <p>④開発区域内に都市計画施設がある場合は、その位置について、あらかじめ都又は区の都市計画所管課の了解を得ること。</p>	1/1,000 以上
5	土地の断面図	<p>①開発区域の境界（区域の辺長）</p> <p>②切土又は盛土する前後の地盤面</p> <p>③現況地盤高さ</p> <p>④造成計画高さ</p> <p>⑤隣地現況地盤高さ</p> <p>⑥擁壁、がけ、法面の位置及び形状</p> <p>⑦樹木又は樹木の集団の位置</p> <p>⑧地盤面水勾配</p>	<p>①切断位置は高低差の著しい場所及び断面が複雑な箇所とする。</p> <p>②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ 1 m を超える範囲を明示すること。</p>	1/1,000 以上
6	求積図	<p>①開発区域全体の求積図</p> <p>②公共施設の求積図</p>	<p>①宅地開発の場合はそれぞれの区画面積も提出すること。</p>	
7	公図の写し	<p>①取得年月日</p>	<p>①計画地及び隣接地を含むものとする。</p> <p>②開発区域を着色等により明示すること。</p>	原本と同程度

(3) 開発行為の許可申請（法第29条）又は開発行為の協議申出（法第34条の2）

1) 添付書類 [正・副 2部]

番号	図	書	記	載	内	容	備	考
1		目次					①書式は任意とする。 ※目次に合わせ、各書類、各図面にはインデックスを付けること。	
2		開発行為許可申請書 (法第29条)					①省令別記様式第2を使用する。(様式集→p.28) ②工事着手予定年月日は、許可日が予測できないため、相当の期間経過した日を設定するか、許可の翌日と記入すること。 ③工事着手予定年月日を許可の翌日とした場合は、工事完了予定年月日を着手から何日間と記入すること。	
2-2		開発行為協議申出書 (法第34条の2)					①規則別記第4号の2様式を使用する。 (様式集→p.29)	
3		委任状	①代理人住所・氏名・電話番号 ②内容 ③委任者				①申請行為を委任した場合に添付する。 ②区所定の様式を使用してよい。(HP参照)	
4		本人確認ができる書類	(個人の場合) ①氏名及び住所を証する書類  (法人の場合) ①登記事項証明書 ②役員の氏名及び住所を証する書類				①氏名及び住所を証する書類(本人確認書類)は、印鑑証明書、住民票の写し、個人番号カード(表面のみ)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、在留カード又は特別永住者証明書のいずれかとすること ②役員の氏名及び住所を証する書類は、上記①と同様の書類とする ③申請日に有効なもの	
5		地番表	①町名・地番 ②地目 ③地積 ④権利者の住所氏名				①当該地及び隣接地を記載する。 ②権利者を区域内及び区域外に分け、地番の昇順に記入する。 ③登記簿に記載されていない権利(借地権等)も記載すること。	
6		設計説明書	①開発区域に含まれる地域の名称 ②許可申請者住所氏名 ③設計者氏名・連絡先 ④予定建築物等の用途 ⑤設計の方針				①書式は区所定の様式を使用する。(様式集→p.30,31) ②公共施設の整備計画については、公共施設管理者との協議内容を十分に反映させること。	



		⑥開発区域内の土地の現況 ⑦土地利用計画 ⑧街区の設置計画 ⑨公共施設の整備計画 ⑩その他の施設	
7	資金計画書	①収支計画の概算 ②年度別資金計画	①省令別記様式第3を使用する。(様式集→p. 32、33) ②千円単位で記載すること。
8	公共施設管理者の同意を証する書面	①開発行為に関係がある公共施設管理者との開発行為についての同意を示すもの。	①正本には写しを副本には原本を添付する。 ②写しは、すべての書類、図面を添付すること。
9	公共施設管理予定者との協議をしたことを示す書面	①開発行為及びその関連工事により新たに設置されることとなる公共施設管理者との協議の内容を示すもの。	①正本には写しを副本には原本を添付する。 ②写しは、すべての書類、図面を添付すること。
10	確認書	①消防法第20条第1項の消防水利の基準に適合しているか否かについて。	①正本に <u>原本</u> を、副本に <u>写し</u> を添付する。
11	権利関係者一覧表	①同意が必要とする権利者	①書式は区所定の様式してよい。(様式集→p. 34)
12	工事の実施の妨げとなる権利者の同意を証する書面	開発区域内及びその関連工事の区域内について ①土地の所有者 ②土地の所有権以外の権利者(抵当権者、借地権者等) ③建築物等の所有者 ④建築物等の所有権以外の権利者(借家権者、抵当権者等)	①規則別記第3号様式を使用する。(様式集→p. 37)
13	公共施設用地の所有者等の同意を証する書面	①公共施設用地の所有者等	
14	同意者の本人確認書類		①「4本人確認ができる書類」と同じ
15	土地及び工作物等の登記簿謄本	開発区域内及びその関連工事の区域内について ①土地の登記簿謄本 ②建築物等の登記簿謄本	①申請時の登記簿謄本であること。 ②3か月以内のもの
16	申請者の資力及び信用に関する書類	(法人の場合) ①登記全部事項証明書 ②暴力団等に該当しないことの誓約書	①事業経歴は過去3年間以上の開発行為に関するものとする。 ②自己の居住用・業務用で開発区域面積

		③財務諸表 ④事業経歴書 ⑤納税証明書 ⑥残高証明又は融資証明 (個人の場合) ①住民票の写し ②暴力団等に該当しないことの誓約書 ③納税証明書 ④残高証明又は融資証明	が1ha未満の場合は添付不要。 ③誓約書は区所定の様式を使用すること。(様式集→p.35) ④納税証明書については、申請者が個人の場合は前年度の所得税及び住民税、申請者が法人の場合は前年度の法人事業税及び法人住民税の証明書を添付すること。
17	工事施行者の施行能力に関する書類	①登記簿謄本 ②事業経歴書 ③建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ④工事を指導・監督する技術者の経歴書	①事業経歴及び技術者の経歴は過去3年間以上の申請と同様の工事内容であること。 ②自己の居住用・業務用で開発区域面積が1ha未満の場合は添付不要。 ③技術者の経歴書は、申請しようとする工事の内容に合致する業種の許可を受けていない場合に添付。 ④事業経歴書は区所定の様式を使用して下さい。(様式集→p.36)
18	設計者の資格に関する申告書	①卒業証明書 ②資格証明書等設計する資格を有すること証明する書類	①1ha以上の開発行為の場合必要。 ②盛土規制法では地上高が5mを超える擁壁の設置又は1,500㎡を超える造成の場合必要。
19	都市計画法以外の法律等に基づく許可、認可が必要な場合はその許可書等又はその写し		

注) 盛土規制法に関し、みなし許可となる場合は、盛土規制法のみが必要となる許可申請添付図面も添付すること。

2) 添付図面 [正・副 2部]

番号	図面の種類	内容	備考	縮尺
1	目次		①書式は任意とする。 ※目次に合わせ、各書類、各図面にはインデックスを付けること。	
2	位置図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示 ③方位	①住宅地図等を代用してもよい。 ②計画地を着色等により明示すること。	1/10,000以上

3	区域図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①開発区域の範囲</li> <li>②都市計画区域境界</li> <li>③土地の地番</li> <li>④土地の形状</li> <li>⑤方位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現況図に公図の各筆を割込んで作成すること。</li> <li>②当該地及び隣接地について記載する。</li> </ul>	1/2, 500以上
4	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①取得年月日 (3か月以内のもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①計画地及び隣接地を含むものとする。</li> <li>②開発区域を着色等で明示すること。</li> <li>③原本でなくても良いが、最新の情報が記載されているものであること。</li> </ul>	原本と同程度
5	公共施設管理者等に関する図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>①開発区域の範囲</li> <li>②新設される公共施設</li> <li>③既存利用される公共施設</li> <li>④廃止される公共施設</li> <li>⑤新旧公共施設一覧表 (種類・番号・概要・構造・管理者・用地の帰属等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新旧公共施設一覧表は図面の余白に記入すること。</li> <li>②新旧公共施設一覧表は設計説明書に添付する公共施設の整備計画の内容と同一のものであること。</li> <li>③公共施設は新設、既存利用、廃止のものを開発区域内外に分けて表示すること。</li> <li>④公共施設の整備計画については、公共施設管理者との協議内容を十分に反映させること。</li> </ul>	1/1, 000以上
6	現況図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①開発区域の境界 (区域の辺長)</li> <li>②地形・地盤高さ (区域内・隣接地・道路)</li> <li>③開発区域内及び周辺の既存公共施設の位置及び形状</li> <li>④既存建築物・工作物の位置及び形状</li> <li>⑤令 28 条の 2 第 1 号に規定する樹木又は樹木の集団の状況</li> <li>⑥令 28 条の 2 第 2 号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況</li> <li>⑦方位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①等高線は 2m の標高差を示すものであること。</li> <li>②既存擁壁等の安全性について記載すること。</li> <li>③隣接地等の既存建築物・工作物の越境の有無を明示すること。</li> <li>④樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては規模が 1ha 以上の開発行為について記載すること。</li> </ul>	1/2, 500以上
7	土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①開発区域の境界 (区域の辺長)</li> <li>②地盤高さ (区域内・隣接地・道路)</li> <li>③開発区域内及び周辺の公共施設の位置及び形状</li> <li>④予定建築物・工作物の位置及び形状</li> <li>⑤予定建築物等の敷地の形状</li> <li>⑥敷地に係る予定建築物等の用途</li> <li>⑦各敷地の境界、面積</li> <li>⑧街区の辺長、街区番号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①開発区域内に都市計画施設がある場合は、その位置について、あらかじめ都又は区の都市計画所管課の了解を得ること。</li> <li>②宅地分譲の場合は予定建築物の記入は不要である。</li> <li>③隣接地の既存建築物・工作物の越境の有無を明示すること。</li> <li>④道路については道路種別や幅員等、建</li> </ul>	1/1, 000以上

		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨公益的施設の位置及び形状</li> <li>⑩樹木又は樹木の集団の位置</li> <li>⑪緩衝帯の位置及び形状</li> <li>⑫都市計画施設の位置及び形状</li> <li>⑬塀や擁壁等の種類、位置及び各部分の高さ</li> <li>⑭方位</li> </ul>	<p>築確認申請等で必要とされる内容も記載すること。</p>	
8	造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①開発区域の境界（区域の辺長）</li> <li>②切土又は盛土をする土地の部分</li> <li>③現況地盤高さ</li> <li>④造成計画高さ</li> <li>⑤隣地現況地盤高さ</li> <li>⑥擁壁、がけ、法面の位置及び形状</li> <li>⑦道路の位置、形状、幅員及び勾配</li> <li>⑧予定建築物・工作物の位置及び形状</li> <li>⑨予定建築物等の敷地の形状</li> <li>⑩造成計画断面図切断位置</li> <li>⑪塀や擁壁等の種類、位置及び各部分の高さ</li> <li>⑫方位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現況図を利用し作成すること。</li> <li>②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ1mを超える範囲を明示すること。</li> <li>③法面がある場合は、角度及び土質を記入すること。</li> <li>④地盤高さは高さが変化する場所ごとに記入すること。</li> <li>⑤切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を明示すること。</li> <li>⑥断面図を作成した箇所には断面線及び付番をし、断面図と照合できること。</li> </ul>	1/1,000以上
9	造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①開発区域の境界（区域の辺長）</li> <li>②切土又は盛土をする前後の地盤面</li> <li>③現況地盤高さ</li> <li>④造成計画高さ</li> <li>⑤隣地現況地盤高さ</li> <li>⑥擁壁、がけ、法面の位置及び形状</li> <li>⑦地盤面水勾配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①切断位置は高低差の著しい場所及び断面が複雑な箇所とする。</li> <li>②切土部分は黄色、盛土部分は赤色に着色し、高さ1mを超える範囲を明示すること。</li> <li>③法面、擁壁等の構造・高さ・勾配を明示すること。</li> </ul>	1/1,000以上
10	排水施設計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>①開発区域の境界</li> <li>②予定建築物等の敷地の形状</li> <li>③排水区域の区域界</li> <li>④排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れ方向、吐口の位置</li> <li>⑤放流先の名称</li> <li>⑥道路上の排水施設の位置、形状及び種類</li> <li>⑦法面又は擁壁の位置及び形状</li> <li>⑧浸透施設の位置・形状及び種類</li> <li>⑨貯留施設の位置・形状及び種類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①雨水排水計算書（各排水区域及び開発に関する区域毎に作成したもの）を添付すること。</li> <li>②複数の排水系統がある場合は、その範囲を明示すること。</li> </ul>	1/500以上

11	給水施設計画 平面図	①開発区域の境界 ②予定建築物等の敷地の形状 ③給水施設の位置、形状、内法寸法 及び取水方法 ④消火栓の位置	①排水施設計画図にまとめて図示して もよい。 ②自己の居住用の場合は不要。	1/50 以上
12	公共施設構造図	①公共施設の種類、仕様、寸法 ②公共施設の平面図・断面図 ③公共施設の詳細図	①新旧公共施設一覧表と同様の番号を つけ、番号順に並べること。	1/50 以上
13	がけの断面図	①がけの高さ ②がけの勾配及び土質 ③現況地盤高さ ④造成計画高さ ⑤がけ面の保護方法	①切土した土地の部分に生ずる高さ2 mを超えるがけ、盛土をした土地の 部分に生ずる高さ1mを超えるがけ 又は切土と盛土とを同時に行った土 地の部分に生ずる高さ2mを超える がけについて作成すること。 ②擁壁で覆われるがけ面については、 土質に関する事項を示すことを要し ない。	1/50 以上
14	擁壁の断面図	①擁壁の寸法及び勾配 ②擁壁の材料の種類及び寸法 ③裏込めコンクリートの寸法 ④透水層の位置及び寸法 ⑤現況地盤高さ ⑥造成計画高さ ⑦基礎地盤及び背面土地盤の土質 ⑧擁壁の構造 ⑨擁壁の配筋図 ⑩水抜き穴の位置 ⑪敷地又は道路の境界と擁壁の間隔 ⑫擁壁の設計条件 ⑬くいの位置、材料、寸法 ⑭山留の位置及び形状	①擁壁の種類ごとに作成すること。 ②国土交通大臣の認定を受けた擁壁を 使用する場合は、認定書及びカタログ 等の認定内容が分かる資料を添付 すること。 ③仮設計画を考慮した計画とすること。 ④隣接地に山留等の仮設を計画する場 合は、隣接地所有者等の承諾を得る こと。	1/50 以上
15	擁壁の背面図・ 展開図	①擁壁の高さ ②根入れ深さ ③水抜き穴の位置及び透水層の位置 及び寸法 ④伸縮目地の位置 ⑤擁壁上下部の造成計画高さ ⑥基礎地盤の位置及び土質 ⑦くいの位置	①擁壁の種類が多数の場合は、必要に 応じて擁壁配置図を作成すること。	1/50 以上
16	擁壁の	①擁壁の構造計算書	①1mを超える擁壁を設置する場合は、	

	構造計算書	②杭・地盤改良計算書	計算書を添付すること ②杭・地盤改良は、認定書や技術審査証明証及びカタログ等の使用する工法の資料を添付すること ③杭・地盤改良の配置、仕様、施工管理方法等を図面で示すこと	
17	地盤調査報告書			
18	土質の安定計算書			
19	求積図	①開発区域全体の求積図 ②公共施設の求積図	①宅地開発の場合はそれぞれの区画面積も提出すること。	
20	開発登録簿	①土地利用計画図（⑤の内容も記載） ②公図の写し ③付近見取図 ④開発登録簿調書 ⑤新旧公共施設一覧表 ⑥その他必要な図（擁壁等があり、形状や積載荷重等条件について土地利用計画図のみでは表現が不足する場合）	①申請図面は、A3サイズ及びA1サイズ（1部）提出すること。 また、許可書交付時に※をA1サイズで提出すること ※原図（和紙）1部、原図のコピー（白焼き）協議先数+1部 ②開発登録簿調書の書式は区所定の様式を使用する。（様式集→p.39） ③盛土規制法第15条第2項の適用有無記載すること。 ④法33条1項8号ただし書に該当の場合、その旨を備考欄に記載すること。（土砂災害特別警戒区域内の場合）	

注) 盛土規制法に関し、みなし許可となる場合は、盛土規制法のみが必要となる許可申請添付図面も添付すること。

(4) 開発行為の変更許可申請、開発行為の軽微な変更の届出（法第35条の2）、申請書類の修正（規則第9条）又は開発行為の変更協議申出（法第34条の2）

[正・副 2部]

番号	項目	内容	備考
1	開発行為変更許可申請書		①規則別記第1号様式を使用する。（様式集→p.40）
1-2	開発行為変更協議申出書 (法第34条の2)		①規則第4号の3様式を使用する。（様式集→p.41）
1-3	開発行為変更届出書 (法第35条の2)		①規則別記第2号様式を使用する。（様式集 p.42）

1-4	申請書類修正申告書		①規則第 11 号様式を使用する。(様式集 p. 43)
2	委任状	①代理人住所・氏名・電話番号 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合に添付する。 ②区所定の様式を使用してよい。(HP 参照) ③開発行為の許可申請又は開発行為の協議申出時に提出した委任状の内容が本申請等にも適用できる場合は、その写し。
3	本人確認ができる書類	(個人の場合) ①氏名及び住所を証する書類 (法人の場合) ①登記事項証明書 ②役員の氏名及び住所を証する書類	①本計画の申請又は届出において、開発許可等の申請において同一の申請者の場合は添付を省略できる。 ②必要書類は、(3) - 1) - 4 と同じ。
4	変更説明書	①変更内容 ②変更理由	①申請書又は届出書に記入できる場合は省略できる。
5	変更内容を示す図面等		①変更前後の図面を添付し、内容を対比できるようにすること。 ②開発登録簿に変更がある場合は、変更前後の開発登録簿を添付し、内容を対比できるようにすること。また、開発登録簿は(3) - 2) - 20 と同様の部数を提出すること。

(5) 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請 (法第 37 条) [正・副 2 部]

番号	項目	内容	備考
1	工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書		①規則別記第 12 号様式を使用する。(様式集→p. 45) ②申請理由は別紙で記載してもよい。
2	委任状	①代理人住所・氏名・電話番号 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合に添付する。 ②開発許可申請又は開発行為協議申出時に提出した委任状の内容が本申請にも適用できる場合は、その写し。
3	本人確認ができる書類	(個人の場合) ①氏名及び住所を証する書類 (法人の場合) ①登記事項証明書	①本計画の申請又は届出において、開発許可等の申請において同一の申請者の場合は添付を省略できる。 ②必要書類は、(3) - 1) - 4 と同じ。

		②役員の氏名及び住所を証する書類	
4	付近見取図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示	①住宅地図等を代用してもよい。 ②計画地を着色等により明示すること。 ③縮尺は1/10,000以上とすること。
5	配置図	①開発区域の範囲 ②公共施設の位置及び形状 ③予定建築物の配置	①土地利用計画図で予定建築物の配置が分かる場合は土地利用計画図でもよい。 ②縮尺は1/2,500以上とすること。

(6) 開発行為の廃止届（法第38条） [正・副 2部]

番号	項目	内容	備考
1	開発行為に関する工事の廃止の届出書		①省令別記様式第8を使用する。(様式集→p.46)
2	本人確認ができる書類	(個人の場合) ①氏名及び住所を証する書類 (法人の場合) ①登記事項証明書 ②役員の氏名及び住所を証する書類	①本計画の申請又は届出において、開発許可等の申請において同一の申請者の場合は添付を省略できる。 ②必要書類は、(3)-1)-4と同じ。

(7) 建築物の特例許可申請（法第41条） [正・副 2部]

番号	項目	内容	備考
1	建築物の特例許可申請書		①規則別記第14号様式を使用する。(様式集→p.51)
2	委任状	①代理人住所・氏名・電話番号 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合に添付する。 ②開発許可申請又は開発行為協議申出時に提出した委任状の内容が本申請にも適用できる場合は、その写し。
3	本人確認ができる書類	(個人の場合) ①氏名及び住所を証する書類 (法人の場合) ①登記事項証明書 ②役員の氏名及び住所を証する書類	①本計画の申請又は届出において、開発許可等の申請において同一の申請者の場合は添付を省略できる。 ②必要書類は、(3)-1)-4と同じ。
4	付近見取図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示	①住宅地図等を代用してもよい。 ②計画地を着色等により明示すること。 ③縮尺は1/10,000以上とすること。
5	配置図	①開発区域の範囲 ②公共施設の位置及び形状	①土地利用計画図で予定建築物の配置が分かる場合は土地利用計画図でも



		③予定建築物の配置	よい。 ②縮尺は1/2,500以上とすること。
6	各階平面図		①縮尺は1/200以上とすること。

(8) 予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新設許可申請 (法第42条) [正・副 2部]

番号	項目	内容	備考
1	予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新設許可申請書		①規則別記第16号様式を使用する。 (様式集→p.52)
2	委任状	①代理人住所・氏名・電話番号 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合に添付する。 ②開発許可申請又は開発行為協議申出時に提出した委任状の内容が本申請にも適用できる場合は、その写し。
3	本人確認ができる書類	(個人の場合) ①氏名及び住所を証する書類 (法人の場合) ①登記事項証明書 ②役員の氏名及び住所を証する書類	①本計画の申請又は届出において、開発許可等の申請において同一の申請者の場合は添付を省略できる。 ②必要書類は、(3)-1)-4と同じ。
4	付近見取図	①計画地の場所 ②計画地の地名地番・住居表示	①住宅地図等を代用してもよい。 ②計画地を着色等により明示すること。 ③縮尺は1/10,000以上とすること。
5	配置図	①開発区域の範囲 ②公共施設の位置及び形状 ③予定建築物の配置	①土地利用計画図で予定建築物の配置が分かる場合は土地利用計画図でもよい。 ②配置図は1/2,500以上とする。
6	各階平面図		①縮尺は1/200以上とする。

(9) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請 (法第43条第1項) 又は建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出 (法第43条第3項) [正・副 2部]

番号	項目	内容	備考
1	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書		①省令別記様式第9号を使用する。(様式集→p.53)
1-2	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書		①規則別記第18号の2を使用する。 (様式集→p.54)

2	委任状	①代理人住所・氏名・電話番号 ②内容 ③委任者	①申請行為を委任した場合に添付する。 ②開発許可申請又は開発行為協議申出時に提出した委任状の内容が本申請等にも適用できる場合は、その写し。
3	本人確認ができる書類	(個人の場合) ①氏名及び住所を証する書類 (法人の場合) ①登記事項証明書 ②役員の氏名及び住所を証する書類	①本計画の申請又は届出において、開発許可等の申請において同一の申請者の場合は添付を省略できる。 ②必要書類は、(3)-1)-4と同じ。
4	付近見取図	①方位 ②敷地の位置 ②計画地の地名地番・住居表示 ③周辺の公共施設	①計画地は着色等により明示すること。 ②縮尺は1/10,000以上とすること。
5	敷地現況図	①建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設の場合 1) 敷地の境界 2) 建築物の位置又は第一種特定工作物の位置 3) がけ及び擁壁の位置 4) 排水施設の位置、種類、水の流方向、吐口の位置及び放流先の名称	①縮尺は1/2,500以上とすること。
		②建築物の用途変更の場合 5) 敷地の境界 6) 建築物の位置 7) 排水施設の位置、種類、水の流方向、吐口の位置及び放流先の名称	

(10) 地位の承継届 (法第44条) [正・副 2部]

番号	項目	内容	備考
1	地位の承継届出書		①規則別記第19号様式を使用する。 (様式集→p.55)
2	承継したことを示す書類	①戸籍謄本 ②登記簿謄本等 ③適法に承継したことを示す書類等	

(11) 地位の承継の承認申請 (法第45条) [正・副 2部]

番号	項目	内容	備考
1	地位の承継の		①規則別記第20号様式を使用する。

	承認申請書		(様式集→p. 56)
2	本人確認ができる書類	(個人の場合) ①氏名及び住所を証する書類 (法人の場合) ①登記事項証明書 ②役員の氏名及び住所を証する書類	①申請日に有効なもの ②必要書類は、(3)-1)-4と同じ。
3	承継したことを示す書類	①土地の売買契約書等 ②工事施行に関する権限を承継したことを証明する書類等 ③区域内の権利者の同意書	①同意書には権利者の印鑑証明書を添付すること。
4	申請者の資力及び信用に関する書類	(法人の場合) ①登記全部事項証明書 ②暴力団等に該当しないことの誓約書 ③事業経歴書 ④納税証明書 ⑤残高証明又は融資証明 (個人の場合) ①住民票の写し ②暴力団等に該当しないことの誓約書 ③納税証明書 ④残高証明又は融資証明	①事業経歴は過去3年間以上の開発行為に関するものとする。 ②自己の居住用・業務用で開発区域面積が1ha未満の場合は添付不要。 ③誓約書は区所定の様式を使用すること。(様式集→p. 35) ④納税証明書については、申請者が個人の場合は前年度の所得税及び住民税、申請者が法人の場合は前年度の法人事業税及び法人住民税の証明書を添付すること。

(12) 適合証明書の交付申請 (法第60条) [正・副 2部]

番号	項目	内容	備考
1	適合証明書交付申請書		①規則第22号様式を使用すること。 (様式集→p. 59)
2	適合する条項に該当することを証する書類(下表)	<b>【適合証明書の対象条項】</b> ①第29条第1項第2号 ②第29条第2項第1号 ③第29条第1項第3号 ④第29条第1項第4号から第10号まで ⑤第29条第1項第11号 ⑥第29条第2項第2号 ⑦都市計画法第41条第2項関係 ⑧都市計画法第42条関係 ⑨都市計画法第43条関係	①各条項に該当することを証する書類

※本適合証明書は、法に適合する場合(政令や省令で許可不要と位置付けられている場合)に交付するものであり、単に規模等の要件を満たさず、規制の対象外となる場合には、交付の対象となりません。

## 4. 盛土規制法の許可対象に該当する開発行為の取扱い

当該開発行為が盛土規制法による許可の対象となる工事の場合、開発許可を受けることで、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ（以下「みなし許可」という。）、別途に盛土規制法の許可を受ける必要はありません。

また、都市計画法に基づく変更の許可又は軽微変更の届出、工事完了の届出、検査済証についても同様に、盛土規制法における同手続としてみなされ、別途に手続を行う必要はありません。

なお、みなし許可となる工事であっても、以下の手続は都市計画法に基づくものとは別に、盛土規制法等に基づく申請等が必要です。

- ・ 中間検査の申請（盛土規制法第 18 条第 1 項、第 37 条第 1 項）
- ・ 定期の報告（盛土規制法第 19 条第 1 項、第 38 条第 1 項）
- ・ 標識の掲示

## 5. 工事着手時の手続き

### (1) 開発許可標識の掲出

開発許可を受けた日の翌日から工事完了公告の日までの間においては、開発許可標識（規則別記第 9 号様式→p. 49）を公衆の見やすい場所に掲示してください。

また、みなし許可では、開発許可に係る標識と盛土規制法に基づく許可に係る標識に重複する内容が多いことから、盛土規制法に規定される標識に不足する項目（規則第 7 条第 2 項）を追記することで、開発許可の標識と盛土規制法許可の標識を兼ねることができます。（参考様式→p. 50）

なお、開発区域が 2 以上の道路に接するときは、そのそれぞれの道路に接する部分に、規模の大きな開発区域においては、必要に応じて複数の看板を掲示してください。

開発許可標識を掲出した状況が分かる標識の写真と、標識の設置位置が分かる開発区域の全景写真を速やかに提出してください。

### (2) 仮設計画書の提出

開発許可にあたって、工事着手前に仮設計画の報告を開発許可の条件とする場合があります。その場合は、工事着手前に区長に仮設計画書を提出してください。（仮設計画書には、仮設計画図、計算書も含まれます。）

### (3) 工事着手届出書の提出

開発行為に関する工事を着手した場合は、速やかに工事着手届出書（規則別記第 7 号様式→p. 47、48）及び工事の工程を示す書類を区長あてに提出して下さい。[1 部提出]

### (4) 制限解除申請

開発許可を受けた開発区域内の土地においては、工事の完了公告があるまでは、仮設建築物等の建築等を除き、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません。ただし、区長が支障がないと認めた場合は、建築等を行うことができます。

制限の解除を希望する場合は、工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書を区長に提出して下さい。

## 6. 工事施工中の手続き

### (1) 中間検査・任意検査

みなし許可の場合、中間検査の対象となる特定工程を含む工事については、中間検査を受検する必要があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。詳細は、「盛土規制法審査基準」の「検査等」をご参照ください。盛土規制法の対象外の工事においても、任意検査を実施する可能性があります。

なお、検査対象の有無については、開発許可書交付時に指示します。(開発行為の規模、内容によっては写真報告で検査を行う場合があります。)

### (2) 開発行為の変更

開発行為の内容に変更が生ずる可能性がある場合は、必ず係員に報告してください。開発行為の変更は基本的に変更の許可が必要です。(軽微なものは、変更内容の届出や申請書類修正申告書となる場合があります。)

### (3) 開発行為の廃止

開発行為を廃止する場合は、区長あてに開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して下さい。なお、廃止する際は、開発区域の周辺に対する被害、公共施設の機能の阻害、環境を害すること等がないよう、開発区域を安全に復旧する必要があります。

### (4) 地位の承継

開発許可を受けた者からその地位を承継する場合は、一般承継人が承継する場合を除き、区長の承認が必要です。一般承継人が承継する場合は地位の承継届を、それ以外の場合は地位の承継の承認申請書を提出して下さい。

## 7. 工事完了時の手続き

### (1) 工事完了予定日の報告

開発行為に関する工事が完了する1週間前までに、工事完了予定日を報告してください。この際、完了検査の日程調整をします。また、工事写真や各種試験結果等で提出できるものがあれば、工事完了届に先立ち提出してください。

### (2) 工事完了届出書の提出

開発行為に関する工事が完了した場合は、区長あてに工事完了届出書(省令別記様式第4→p.57)を提出して下さい。その際、工事写真及び各種試験結果を提出して下さい。なお、公共施設に関する工事が完了した場合は、公共施設工事完了届出書(省令別記様式第5→p.58)を提出して下さい。[1部提出]ただし、工事が同時に完了する場合は、公共施設工事完了届出書の提出は不要です。

### (3) 公共施設用地の帰属手続き

公共施設管理者との協議において、公共施設用地を区に帰属することになった場合においては、原則完了公告の翌日に帰属となります。公共施設管理者と調整のうえ、当該土地の帰属に係る嘱託登記に必要な登記承諾書、印鑑証明書等の書類の提出を工事完了検査前までに行い、所有権移転手続きを完了させてください。

## 8. 開発許可等の申請手数料

開発許可等の申請における手数料は以下の通りです。

規模 (ha)		0.1 未満	0.1 以上	0.3 以上	0.6 以上	1.0 以上	3.0 以上	6.0 以上	10.0 以上	
			0.3 未満	0.6 未満	1.0 未満	3.0 未満	6.0 未満	10.0 未満		
①	主として自己の居住の用に供する目的で行う開発行為許可申請	¥13,000	¥39,000	¥76,000	¥149,000	¥225,000	¥305,000	¥370,000	¥497,000	
②	主として自己の業務の用に供する目的で行う開発行為許可申請	¥21,000	¥51,000	¥113,000	¥204,000	¥340,000	¥457,000	¥567,000	¥795,000	
③	その他の目的で行う開発行為許可申請	¥141,000	¥215,000	¥320,000	¥379,000	¥573,000	¥654,000	¥808,000	¥1,081,000	
変更許可申請 1 件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 1,081,000 円を超える場合は 1,081,000 円とする。										
④ 変更許可申請	(ア) 設計変更 (イ) のみのものを除く。	自己住居用	¥1,300	¥3,900	¥7,600	¥14,900	¥22,500	¥30,500	¥37,000	¥49,700
		自己業務用	¥2,100	¥5,100	¥11,300	¥20,400	¥34,000	¥45,700	¥56,700	¥79,500
		その他	¥14,100	¥21,500	¥32,000	¥37,900	¥57,300	¥65,400	¥80,800	¥108,100
	(イ) 新たな土地の編入に係る法第 30 条第 1 項第 1 号～第 4 号の変更	自己住居用	¥13,000	¥39,000	¥76,000	¥149,000	¥225,000	¥305,000	¥370,000	¥497,000
		自己業務用	¥21,000	¥51,000	¥113,000	¥204,000	¥340,000	¥457,000	¥567,000	¥795,000
		その他	¥141,000	¥215,000	¥320,000	¥379,000	¥573,000	¥654,000	¥808,000	¥1,081,000
(ウ) その他の変更 (施行者の変更等)	¥15,000									
⑤	法第 41 条第 2 項ただし書きに基づく建築の許可申請	¥55,000								
⑥	法第 42 条第 1 項ただし書きに基づく建築等の許可申請	¥39,000								
⑦	法第 43 条第 1 項に基づく建築等の許可申請	¥10,000	¥27,000	¥53,000	¥76,000	¥122,000				
⑧	法第 45 条に基づく地位の承継の承認申請	1. 主として自己の居住の用に供する目的又は主として自己の業務の用に供する目的で行う開発行為で開発区域面積が 1ha 未満のもの					¥2,500			
		2. 主として自己の業務の用に供する目的で行う開発行為で開発区域面積が 1ha 以上のもの					¥4,000			
		3. その他のもの					¥19,000			
⑨	法第 47 条に基づく開発登録簿の写しの交付申請	1. A1 版 (証明) 2. A3 版 (縮小)				¥700/通 ¥300/通				
⑩	法第 60 条に基づく証明書の交付申請	¥900/通								

## 9. 各種申請・相談窓口一覧

開発許可における公共施設管理者相談窓口				
協議事項	担当部署	住所	TEL	
開発許可	まちづくり推進部建築審査課建築指導担当	大田区蒲田五丁目13番14号	5744-1334	
まちづくり条例・開発指導要綱				
福祉のまちづくり条例・要綱				
区道・水路・公園等（開発協議）	都市基盤整備部道路課占用担当	大田区蒲田五丁目13番14号	5744-1724	
国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 品川出張所	品川区八潮一丁目1番3号	3799-6315	
都道・河川（海老取川）	東京都第二建設事務所	品川区広町二丁目1番36号 （品川総合庁舎内）	3774-8182	
上水道	東京都水道局大田給水管工事事務所	大田区平和島一丁目1番2号 平和島ベイオフィス7階	3763-4133	
下水道	東京都下水道局南部下水道事務所	大田区雪谷大塚町13番26号	5734-5052	
消防署	東京消防庁大森消防署	大田区大森東一丁目32番8号	3766-0119	
	東京消防庁田園調布消防署	大田区雪谷大塚町13番22号	3729-0119	
	東京消防庁蒲田消防署	大田区蒲田本町二丁目28番1号	3735-0119	
	東京消防庁矢口消防署	大田区多摩川二丁目5番20号	3758-0119	
都市計画河川（呑川）	東京都建設局河川部計画課中小河川係	新宿区西新宿二丁目8番1号	5320-5414	
河川法（多摩川）	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所田園調布出張所	大田区田園調布本町31番1号	3721-4288	
スーパー堤防（多摩川）	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所調査課	横浜市鶴見区鶴見中央二丁目18番1号	045-503-4008	
臨港地区、港湾隣接地域、 海岸保全区域	東京都港湾局港湾経営部経営課	新宿区西新宿二丁目8番1号	5320-5551	
その他関係相談窓口				
区道・水路	都市基盤整備部道路課道路台帳・認定担当	大田区蒲田五丁目13番14号	5744-1313	
境界	都市基盤整備部道路課境界担当	大田区蒲田五丁目13番14号	5744-1309	
公園	都市基盤整備部公園課	大田区萩中三丁目26番46号	6715-1824	
	都市基盤整備部地域基盤整備第一課	大田区大森西一丁目12番1号	5764-0643	
	都市基盤整備部地域基盤整備第二課	大田区蒲田本町二丁目4番1号	5713-1118	
	都市基盤整備部地域基盤整備第三課	大田区雪谷大塚町4番6号	3726-4320	
用途地域・地区計画・景観計画等	まちづくり推進部建築審査課建築指導担当	大田区蒲田五丁目13番14号	5744-1387	
建築確認申請	まちづくり推進部建築審査課	建築審査担当（意匠）	大田区蒲田五丁目13番14号	5744-1388
		構造審査担当	大田区蒲田五丁目13番14号	5744-1389
みどりの条例	まちづくり推進部建築審査課	建築指導担当	大田区蒲田五丁目13番14号	5744-1387
位置指定道路	まちづくり推進部建築調整課地域道路整備担当	大田区蒲田五丁目13番14号	5744-1308	
狭あい道路拡幅整備事前協議				
廃棄物保管場所等	環境清掃部大森清掃事務所作業係	大田区中央二丁目3番6号	3774-3811	
	環境清掃部調布清掃事務所作業係	大田区田園調布本町32番12号	3721-7216	
	環境清掃部蒲田清掃事務所作業係	大田区下丸子二丁目33番5号	6451-9535	
中高層建築物紛争予防条例	まちづくり推進部建築調整課建築相談担当	大田区蒲田五丁目13番14号	5744-1383	

## 10. その他注意事項

### (1) 申請図書のとじ方について

開発許可申請書等は下記のようにして提出してください。

- 1) 申請書等は、書類と図面毎に目次をつけて、その順序にとじること。また、各書類、図面にはインデックスを貼ること。
- 2) 図面の大きさはA4サイズを標準とし、これ以外の大きさの場合は図面をA4サイズに折って添付すること。
- 3) これらの図書類をA4版のフラットファイル等にして提出すること。


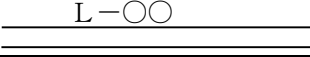
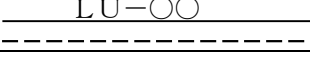
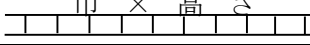
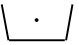

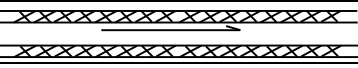
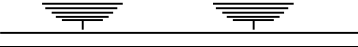

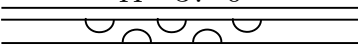
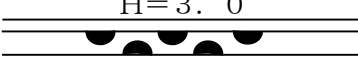
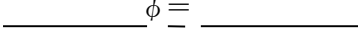
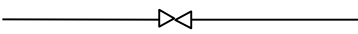

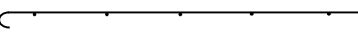


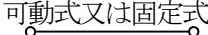
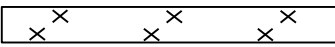

### (2) 図面について

各図面には、作成した者の記名が必要です。

設計図書を作成するにあたっては、次の凡例を参考にしてください。

名 称	
開 発 区 域 境 界 線	— — — — — ○ — — — — —
工 区 境 界	— — — — — 第 1 工 区 第 2 工 区 — — — — —
街 区 番 号	
宅 地 番 号	
公 共 公 益 用 地	
造 成 計 画 高	
敷 地 面 積	
B M	
位 置	
高 さ	
道 路 番 号 及 び 巾 員	
勾 配 ・ 延 長	$i = 3.0\%$ $L = 30.00$
変 化 点	— — — — — ○ — — — — —
管 番 号	
管 径	
勾 配	
管 延 長	
流 水 方 向	— — — — — →
雨 水 管 渠	
汚 水 管 渠	
合 流 管 渠	
既 設 管 渠	— — — — — φ = — — — — — →



名	称	
横	断	暗
		渠
		種別 (寸法)
暗	円形	○ 内径
	馬蹄形	◐ 巾 × 高さ
	矩形	□ 巾 × 高さ
渠	卵形	▽ 呼び名
開	U形側溝及び寸法	U-○○ 
	L形側溝及び寸法	L-○○ 
	Lu形側溝及び寸法	LU-○○ 
	グレーチング側溝	巾 × 高さ 
渠	その他開渠	 巾 × 高さ
柵	類	 ○○×○○
雨水	円形人孔	○ φ =
汚水	円形人孔	● φ =
雨水	角形人孔 寸法	□
汚水	角形人孔 寸法	■
河	川	
法	面	
間知	ブロック積擁壁	H=2.5 
重力	式擁壁	H=3.0 
R	C擁壁	H=3.0 
給	水管	φ = 
制	水弁	
消	防水利施設	消火栓・防火水槽は実在の形にする Ⓟ Ⓠ
階	段	UP 
ガ	ードレール	
ガ	ードフェンス	
落	石防護柵	
車	止め	可動式又は固定式 
樹	木	
緩	衝帯	

(3) 図面の着色について

1) 位置図及び現況図の着色

種別		着色
道路 (幅員記入)	公道	茶色
	私道	だいたい色
河川・水路		青色
公園・広場		黄緑色
緑地		緑色

2) 土地利用計画図の着色

種別		着色	
開発区域境界		赤一点鎖線	
公 共 施 設	道路	公道	薄茶色
		私道	だいたい色
	公園・広場		黄緑色
	緑地		緑色
	下水道		紫色
	河川・水路・運河		薄青色
	貯水施設 (消防の用に供する貯水施設)		水色の上に黒破線枠
	公益的施設用地		赤色
宅地		黄色	

## 11. 様式集



開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 (宛先) 大田区長 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日 第 号	

備考

1. 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
2. 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
3. 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
4. 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 ※ 印のある欄は記載しないこと。
5. 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
6. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

第4号の2様式（第4条の2関係）

開発行為協議申出書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申し出ます。 年 月 日 (宛先) 大田区長		
協議申出者 住 所 氏 名		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所・氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意年月日及び番号	年 月 日 第 号	

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域においては、本同意を受けることにより、同法第12条第1項の宅地造成等に関する工事の許可を取得したとみなされます。
- 3 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

## 設計説明書

1 開発区域に含まれる地域の名称				2 許可申請者 住所 氏名				3 設計者 氏 名		Tel	
4 予定建築物等の用途				5 設計の方針							
6 開発区域内の土地現況	地域地区	線引き		用途地域	容積率 建ぺい率	宅地造成等 工事規制区域	都市計画施設	地区計画	風致地区	その他 地域地区	
		1. 市街化区域 2. 市街化調整区域			容積率 ( % ) 建ぺい率 ( % )	有 ( ) 無	有 ( ) 無	有 ( ) 無	有 ( ) 無		
	地目別要 概	区分		総数	宅地	農地	山林				
		面積									
		実測	割合								
			割合		100.00 %						
開発区域の妨げとなる建築物等											
7 土地利用計画	開発区域	区分	総数	建築物用地	道路用地	緑地・公園・ 緑地用地					
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					
		割合	100.00 %	%	%	%					
	開発区域外（取り付け道路）										
8 街区の設置計画	敷地番号		総数								
	敷地面積	総数		m <sup>2</sup>							
		住宅用地		m <sup>2</sup>							
		非住宅用地		m <sup>2</sup>							
	敷地数										
予定建築物の用途											

記載上の注意事項

- 1) 開発区域を工区に分けるときは、開発区域全域の総括設計説明書のほか、各工区ごとの内訳を示す設計説明書を添付してください。
- 2) 5欄には、開発行為の目的（例えば、宅地分譲、建売住宅付分譲、マンション建設、工場用分譲等）及び設計の基本方針、即ち開発区域内の計画上、特に配慮した事項（住区、街区の構成、公益的施設の整備方針、周辺の関連等）等について、なるべく詳しく記入して下さい。

	種 類	番号	概 要				構 造	管 理 者	用地の帰属	摘 要
			幅員・寸法・仕様	延 長	面 積	個 数				
9 公 共 施 設 の 整 備 計 画	新									
	既 設 利 用									
	廃 止									
10 その他の施設										

## 記載上の注意事項

- 1) 概要の各項目には単位を記載してください。
- 2) 公共施設の種類とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいいます。
- 3) この用紙の記入欄に書ききれないときは、別紙に記入してもかまいません。



# 資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位 千円)

	科 目	金 額
収	処 分 収 入 宅 地 処 分 収 入 ○ ○ ○ 補 助 負 担 金 ○ ○ ○ 自 己 資 金 借 入 金 計	
入		
支	用 地 費 工 事 費 整 地 工 事 費 道 路 工 事 費 排 水 施 設 工 事 費 給 水 施 設 工 事 費 附 帯 工 事 費 事 務 費 借 入 金 利 息 借 入 償 還 金 ○ ○ ○ 計	
出		

科目		年度				
		年度	年度	年度	年度	計
支          出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇 〇 〇					
	借入償還金					
	〇 〇 〇					
	計					
収          入	自己資金					
	借入金					
	〇 〇 〇					
	処分収入					
	宅地処分収入					
	〇 〇 〇					
補助負担金						
〇 〇 〇						
計						
借入金 の 借入先						

権利関係者一覧表

物件の種類※1	所在・地番	面積 (㎡)	権利の種類 ※2	権利者の氏名※3	同意の有無	摘要	同意書との 対照番号
合計	関係権利者の総数				関係権利者の同意数		

※1 物件の種類欄は、地目、建物、工作物等の種別を記入してください。  
 ※2 権利の種類欄は、所有権等登記事項証明書に記載された権利の別を記入してください。  
 ※3 同一物件に権利者が二人以上ある場合は摘要欄にその旨を記入してください。

誓 約 書

殿

私は、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、盛土規制法第20条第1項の規定に基づく工事の許可を取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、区長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

- \* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
  - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・ 暴力団員を雇用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

事業経歴書

年 月 日

工事主 住所  
氏名

(法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

No	開発事業名※1	事業場所	事業規模 (面積等)	許認可番号※2	事業期間	備考
1					年 月着工 年 月竣工	
2					年 月着工 年 月竣工	
3					年 月着工 年 月竣工	
4					年 月着工 年 月竣工	
5					年 月着工 年 月竣工	
6					年 月着工 年 月竣工	
7					年 月着工 年 月竣工	
8					年 月着工 年 月竣工	
9					年 月着工 年 月竣工	
10					年 月着工 年 月竣工	

※1 法令に基づくものか否かを問わず、土地開発に関するものを記載する。

※2 都市計画法に基づく開発許可又は盛土規制法に基づく工事の許可を取得している場合に記載する。

第3号様式（第4条関係）

同 意 証 明 書

の施行に係る都市計画法第29条の規定による開発行為については、別添の設計説明書及び設計図により施行することに同意したことを証明します。

1 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	住所氏名	印	摘 要

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	用途	延べ面積	権利の種類	同意年月日	住所氏名	印	摘 要

備考

- 1 権利の種類欄には、所有権、借地権、賃借権、抵当権等の種別を記入すること。
- 2 当該権利に係る土地又は工作物が共有の場合には、摘要欄にその旨を記入すること。
- 3 住所氏名欄に記載のある同意者全員の本人確認資料を添付すること。

第4号様式（第4条関係）

同 意 証 明 書

の施行に係る都市計画法第35条の2の規定による開発行為の変更については、別添の設計説明書及び設計図により施行することに同意したことを証明します。

1 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	住所氏名	印	摘 要

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	用途	延べ面積	権利の種類	同意年月日	住所氏名	印	摘 要

備考

- 1 権利の種類欄には、所有権、借地権、賃借権、抵当権等の種別を記入すること。
- 2 当該権利に係る土地又は工作物が共有の場合には、摘要欄にその旨を記入すること。
- 3 住所氏名欄に記載のある同意者全員の本人確認資料を添付すること。

# 開 発 登 録 簿

開 発 登 録 簿 調 書			
開 発 許 可 番 号	年 月 日	開 発 行 為 許 可 第 号	
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		開 発 区 域 の 面 積	m <sup>2</sup>
開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 ( 工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名 )	住所 氏名 TEL ( 住所 氏名 TEL )		
予 定 建 築 物 の 用 途		検 査 済 証 発 行 年 月 日	年 月 日
		工 事 完 了 告 示 年 月 日	年 月 日
宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 に よ る 規 制	※「第 15 条 第 2 項 適 用」又 は「非 該 当」と 記 載		
法 第 4 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容	敷 地 面 積 に 対 す る 建 築 面 積 の 割 合	高 さ	壁 面 の 位 置
	/	/	/
許 可 に 基 づ く 地 位 の 承 継			
変 更 事 項			
備 考	※以下の場合には備考欄に該当する旨を記載すること ・都市計画法 33 条 1 項 8 号 だ じ 書 に 該 当 の 場 合		



別記

第1号様式（第3条関係）

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 (宛先) 大田区長 許可申請者 住所 氏名		※手数料欄
開発行為の変更に係る事項	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 法第34条の該当号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
開発許可の許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	

備考

- 1 ※印の欄は記載しないこと。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域においては、本許可を受けることにより、同法第16条第1項の宅地造成等に関する工事の変更許可を取得したとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 開発行為の変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

第4号の3様式（第4条の2関係）

開発行為変更協議申出書

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更の協議を申し出ます。 年 月 日 (宛先) 大田区長 協議申出者 住 所 氏 名		
開発行為の変更に係る事項	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所・氏名	
	5 法第34条の該当号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
開発行為の同意年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意年月日及び番号	年 月 日 第 号	

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域においては、本同意を受けることにより、同法第16条第1項の宅地造成等に関する工事の変更許可を取得したとみなされます。
- 3 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 開発行為の変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

（宛先） 大田区長

届出者 住所  
氏名

開 発 行 為 変 更 届 出 書

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 開発許可の許可年月日及び番号                      年   月   日   第   号

備考

- 1 届出者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

申請書類修正申告書

年 月 日

（宛先）大田区長

申告者 住所

氏名

大田区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行規則第 9 条の規定に基づき、提出済の申請書類等に影響がある変更が生じたことから、下記の通り申告します。

記

- 1 開発許可の許可年月日及び番号                      年      月      日      第                      号
  
- 2 修正の内容（修正前後の変更点が分かるように記載すること。）
  
- 3 修正の理由

許可申請の取下届出書

年 月 日

（宛先）大田区長

申請者 住所  
氏名  
〔 法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

大田区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行規則第 8 条の規定に基づき、工事の許可申請を取り下げますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 受 付 番 号	第 号
2 受 付 年 月 日	年 月 日
3 取 下 げ の 理 由	

第 12 号様式（第 10 条関係）

工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書

都市計画法第 37 条第 1 号の規定により、建築物の建築 特定工作物の建設の承認を申請します。  年 月 日 (宛先) 大田区長  承認申請者 住所 氏名				
1 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			
2 建築物の建築又は特定工作物の建設をしようとする土地	所在・地番			
	地 目		面 積	m <sup>2</sup>
3 建築物又は特定工作物の用途				
4 地域地区の種別				
5 建築物又は特定工作物の概要	高さ		壁面の位置	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>
	構造		延べ面積	m <sup>2</sup>
	階数		建ぺい率	%
6 工事着手予定年月日	年 月 日			
7 承認申請の理由				
8 その他必要な事項				
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号			
※ 承認に付した条件				
※ 承認年月日及び番号	年 月 日 第 号			

備考

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 建築物又は特定工作物の用途は「自己用住宅」、「店舗」、「一般工場（自動車）」、「コンクリートプラント」等具体的に記入すること。
- 4 承認申請の理由は承認を必要とする理由を具体的に記入すること。
- 5 この申請による承認を受けても、別に建築基準法による手続が必要です。

## 開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

（宛先）大田区長

届出者

住所

氏名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事  
（許可番号 年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

### 記

1. 開発行為に関する工事を廃止した年月日

年 月 日

2. 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称

3. 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積

備考 届出者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（宛先）大田区長

届出者 住所  
氏名

### 工事着手届出書

開発行為に関する工事に着手したので、大田区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	開発区域に含まれる地域の名称	
3	工事着手年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日
5	工事施行者住所氏名	電話番号
6 現場 管理者	氏名	
	連絡場所	電話番号

備考 届出者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



（宛先）大田区長

届出者 住所  
氏名

## 工事着手届出書

開発行為に関する工事に着手したので、大田区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

1	開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	開発行為変更許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	開発区域に含まれる地域の名称	
3	工事着手年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日
5	工事施行者住所氏名	電話番号
6 現場 管理者	氏 名	
	連絡場所	電話番号

備考 届出者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第9号様式（第7条関係）

80センチメートル	開発許可標識	許可番号 許可年月日	第 年 月 日 号
	工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
	開発区域に含まれる地域の名称		
	開発区域の面積		
	開発許可を受けた者の住所氏名	電話番号	
	工事施行者の住所氏名	電話番号	
	設計者氏名		
	工事現場管理者氏名	電話番号	
	この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、 に備えてある開発登録簿をご覧ください。		

←————— 90センチメートル —————→

参考様式（規則第7条第2項関係）

90センチメートル以上				
開発許可・宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 標識				
1	工事主（許可を受けた者）の住所氏名	電話 ( )	見取図 80 センチメートル以上	
2	許可番号	第 号		
3	許可年月日	年 月 日		
4	開発区域に含まれる地域の名称			
5	開発区域の面積	平方メートル		
6	工事施行者の住所氏名	電話 ( )		
7	現場管理者の氏名	電話 ( )		
8	盛土又は切土の高さ	メートル		
9	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
10	盛土又は切土の土量	盛土		立方メートル
		切土		立方メートル
11	工事着手予定年月日	年 月 日		
12	工事完了予定年月日	年 月 日		
13	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	電話 ( )		
14	許可担当の都道府県部局 名称 連絡先 (開発登録簿閲覧場所)	電話 ( )		

(地表から上方に50センチメートル以上離して設置すること)

建築物の特例許可申請書

都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定により、 建築の許可を申請します。  年 月 日  (宛先) 大田区長  許可申請者 住 所 氏 名		※手数料欄	
1 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
2 建築物を建築しようとする土地	所在・地番		
	地 目	面 積	m <sup>2</sup>
3 建築しようとする建築物の用途			
4 開発許可を受けた際の建築物の制限内容	建ぺい率	%	壁面の位置
	高さ		
5 建築しようとする建築物	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積
	構造		延べ面積
	階数		建ぺい率
6 工事着手予定年月日	年 月 日		
7 許可申請の理由			
8 その他必要な事項			
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
※ 許可に付した条件			
※ 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		

備考

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 建築しようとする建築物の用途は「自己用住宅」、「店舗」、「一般工場（自動車）」、「コンクリートプラント」等具体的に記入すること。
- 4 許可申請の理由は許可を必要とする理由を具体的に記入すること。
- 5 この申請による許可を受けても、別に建築基準法による手続が必要です。

第 16 号様式（第 13 条関係）

予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定により、 予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新築改築用途の変更の新設の許可を申請します。 年 月 日 (宛先) 大田区長 許可申請者 住 所 氏 名		※手数料欄	
1 開発許可年月日及び番号	年 月 日	第 号	
2 工事完了公告年月日	年 月 日		
3 開発許可を受けた際の予定建築物等の用途			
4 予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新設の概要	所在・地番		
	地目	延べ面積	m <sup>2</sup>
	用途		
5 許可申請の理由			
6 その他必要な事項			
※ 受付年月日及び番号	年 月 日	第 号	
※ 許可に付した条件			
※ 許可年月日及び番号	年 月 日	第 号	

備考

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 建築物又は特定工作物の用途は「自己用住宅」、「店舗」、「一般工場（自動車）」、「コンクリートプラント」等具体的に記入すること。
- 4 許可申請の理由は許可を必要とする理由を具体的に記入すること。
- 5 この申請による許可を受けても、別に建築基準法による手続が必要です。

省令別記様式第9（第34条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更  
又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により、 （建築物） （第一種特定工作物） の許可を申請します。 （新築） （改築） （用途の変更） （新設） 年 月 日 （宛先） 大田区長 許可申請者 住所 氏名		※ 手数料欄
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事及びその理由	
5	その他必要な事項	
※	受付番号	令和 年 月 日 第 号
※	許可に付した条件	
※	許可番号	令和 年 月 日 第 号

- 備考
- 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
  - 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設することについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

第 18 号の 2 様式（第 14 条の 2 関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定  
工作物の新設協議申出書

<p>都市計画法第 43 条第 3 項の規定により、  <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">           建 築 物            第一種特定工作物         </span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> </span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;">の</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">           新 築            改 築            用 途 の 変 更            新 設         </span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> </span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;">の協</span> </p> <p>議を申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大田区長</p> <p style="text-align: right;">協議申出者 住 所 氏 名</p>	
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が、都市計画法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでに規定する建築物又は第一種特定工作物のうち該当するもの及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 同意に付した条件	
※ 同意年月日及び番号	年 月 日 第 号

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

（宛先） 大田区長

承継者 住所  
氏名

地 位 の 承 継 届 出 書

都市計画法第 44 条の規定による地位の承継をしたので、大田区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行規則第 15 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 開発区域に含まれる地域の名称	
3 都市計画法第 43 条第 1 項に基づく許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 被承継人の住所氏名	
5 承継年月日	年 月 日
6 承継の理由	

備考 届出者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



地位の承継の承認申請書

都市計画法第 45 条の規定により、地位の承継の承認を申請します。 年 月 日 (宛先) 大田区長 承認申請者 住所 氏名		※手数料欄
1 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 開発区域に含まれる地域の名称		
3 被承継人の住所氏名		
4 土地の所有権等を取得した年月日	年 月 日	
5 承継の理由		
6 工事施行者の住所氏名		

備考

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

(宛先) 大田区長

届出者 住所  
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 年 月日第号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域  
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

# 公共施設工事完了届出書

年 月 日

（宛先）大田区長

届出者 住所  
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

## 記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域  
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

* 受付番号	年 月 日 第 号
* 検査年月日	年 月 日
* 検査結果	合 否
* 検査済証番号	年 月 日 第 号
* 工事完了公告年月日	年 月 日

## 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

適合証明書交付申請書

都市計画法施行規則第 60 条の規定により、次の計画が都市計画法に適合していることを証する書面の交付を申請します。			手数料 <sup>※2</sup>	
（宛先）大田区長 年 月 日				
申請者 <sup>※1</sup> 住 所 氏 名				
土地の所在・地番				
該 当 条 項 <sup>※3</sup>	都市計画法	<input type="checkbox"/> 第 29 条	<input type="checkbox"/> 第 35 条の 2	<input type="checkbox"/> 第 41 条
		<input type="checkbox"/> 第 42 条	<input type="checkbox"/> 第 43 条	<input type="checkbox"/> 第 53 条
適 合 す る 条 項				
建築（建設）計画の概要	用 途		敷地面積	㎡
	工事の種別		建築面積	㎡
	そ の 他		延べ面積	㎡
適合証明書 <sup>※2</sup> 第 号				
上記の建築（建設）計画については、都市計画法の規定に適合することを証明します。				
年 月 日				
大田区長（氏 名） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>				

- ※ 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ※ 2 ※ 2 印の欄は、記載しないこと。
- ※ 3 該当する条項（□印）にレ印を付けること。